

森と琵琶湖を結ぶ  
笑顔で暮らせる豊かな農村

広  
報

# こうら

2010



9

TOWN INFORMATION

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>



## 8月7日(土) 昔から伝わる伝統行事 千草盆

(金屋)

2 甲良町夏まつり開催

3 中学生海外派遣

5 甲良町総合防災訓練

9 湖東定住自立圏

13 町民人権問題学習講座

14 国勢調査



夏まつり 甲良町夏まつり開催 7月31日(土)

第27回目となる甲良町夏まつりが甲良町役場駐車場で開催されました。町民参加の夏まつりとして続いており、大勢の親子連れなどが特設ステージで繰り広げられたイベントなどに満喫していました。お祭りには欠かせない、テント村や金魚すくいなども！ちびっこたちも大喜びで、皆それぞれの時間を過ごし、夏まつりを楽しんでくれたようです。夜には多くの来場者が大きな輪を作りながら江州音頭を踊り、花火も打ち上げられ全体のお祭りを一層盛り上げてくれました。



甲良中学校 甲良中学生海外(ニュージーランド)研修

8月5日～14日の10日間、甲良中学生8名は、ニュージーランドの大都市、オークランドへ研修に行きました。



ニュージーランドへ旅立つ団員



ニュージーランド情景



制服を着て授業。日本と変わりませぬ

- 8月5日午前10時20分、甲良町から関空へ、そして関空からニュージーランドへと・・・8人の団員はワクワク、ドキドキ・・・いろいろな気持ちが交錯しながらも空の旅を満喫しました。
- 8月6日、ニュージーランドに日本時間の午前2時25分に到着(現地時間：午前5時25分)。到着後には最大の敵が待っていました。それは睡魔！眠たくて、眠たくて・・・ニュージーランド生活用の体内時計にするには他の団員の若さが力になってくれました。
- 8月7～8日はホストファミリーとの生活が待っていました。初めての海外での生活の緊張度は今まで経験したことのないものでした。
- 8月9日初登校。これから海外生活が本格化します。2日間一人でのホストファミリー宅で生活し、久しぶりに団員と会えるということもあってうれしい～！でも・・・、やっぱり・・・、学校は学校。授業が始まると、みんな気持ちを引き締めて語学研修に励みました。
- 8月11日ファーム(農場)訪問。定番中の定番の動物といえば、ヒツジ。そのほかにもヤギやウサギといった動物に囲まれて、癒しの時間となりました。
- 8月12日午後6時から、お世話になったホストファミリーや先生、学校の友達とのお別れパーティー。短い期間でしたが、人の心の繋がりは太く深いものになっていたようで、別れることの寂しさを実感しました。
- 8月13日ニュージーランドでの最後の日。明日は待ちに待った日本の地へ。後ろ髪を引かれる思いもあるかもしれませんが、やはり日本が恋しいでしょう。寂しさと嬉しさの両面を持って帰国の途につきました。



ホストファミリー手製のお弁当 (Oh!ビッグサイズ!)



フレンドリーなアニマル達でした



ホストファミリーのみなさん 大変ありがとうございました!

**<ちょっとした情報>**  
今回の研修は Rutherford College という高校の施設で進められました。ニュージーランドのある南半球はこの季節は冬です。

～海外研修団長：  
藤原新祐教育長～

生まれて初めて足を踏み入れるニュージーランドの地。「何事にも積極的にいかかっていこう。」と心に誓って出発したのですが、皆、不安と緊張を隠せない様子でした。しかし、そんな甲良中学校研修生をニュージーランドの人たちは、温かく迎え入れてくれました。生徒が知っている単語を並べ、必死に思いを伝えようとすると、皆、一生懸命に理解しようとしてくれました。国や言葉が違って勇気をもって、一歩踏み出すことでわかり合える。相手のことを理解することには、自ら心を開くことが大切だということを学んできました。



誕生日

## 天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



おおの ゆうと  
**大野 悠翔**ちゃん  
9月5日生(法養寺)



きたがわ ゆいと  
**北川 結仁**ちゃん  
9月24日生(池寺)



ふじさわ かい  
**藤澤 快**ちゃん  
9月30日生(呉竹)

平成22年11月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H21年11月生のお子さん)の方は、9月28日(火)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

問合せ 企画監理課 ☎38-5061 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314

スポーツ

## 第51回 少年少女スポーツ大会 7月25日(日)

子どもの健全な育成と各少年団相互の交流・友情を深める事を目的として、今年度も甲良中学校体育館で少年少女スポーツ大会が開催されました。今回で51回目の開催となりました。長きにわたり開催されてきた歴史ある大会で、競技種目はドッチビーが行われました。例年熱戦が繰り広げられますが、今年も見ごたえ十分な好試合が多く見られました。参加した子どもたちは、スポーツを通じて喜びや楽しさを分かち合い、親睦を深めたのではないのでしょうか。

役員のみなさん、暑い中大変ごころうさまでした。

結果は、以下の通りです。



選手宣誓!  
(各字から32チーム参加)



優勝  
スペシャルフレンド(長寺西)チーム



準優勝  
呉竹Bチーム



第3位  
池寺Aチーム

消防団

## 第45回 滋賀県消防操法訓練大会へ甲良町消防団が出場

8月1日(日)に滋賀県消防学校において開催されました、滋賀県消防操法訓練大会に甲良町消防団が「小型動力ポンプの部」で出場しました。

出場選手は6月から大会まで約2ヵ月にわたり消防団幹部と犬上分署職員の指導を受けて大会に臨みました。

大会当日は猛暑の中、強豪消防団に怯むことなく、日頃の訓練の成果を発揮し見事な操法を披露して頂きました。選手のみなさんはお疲れ様でした。



出場選手は次の皆さんです。(敬称略)

指揮者	若林 章	3番員	西村 和彦
1番員	小島 崇靖	補助員	村西 徳弘
2番員	松宮 靖了	補助員	谷口 良信

防災

## 『第11回 甲良町総合防災訓練』

平成22年9月12日(日)午前7時30分に大規模地震が発生し、震度7を観測したと想定し、総合防災訓練を行います。

- 日 時 9月12日(日)  
午前7時30分~10時30分(終了予定)
- 場 所 甲良町役場及び各集落指定避難所
- 主 催 甲良町・甲良町消防団
- 訓練項目 町災害対策本部設置訓練  
避難訓練 災害時通信訓練  
初期消火訓練 土嚢積訓練 等



『昨年の甲良町総合防災訓練の様子』

○お願い 当日、訓練会場周辺の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

※集落によっては、他の行事等で別日程で訓練が開催されます。

### 『防災月間 9月1日~9月30日』

9月1日は防災の日です。大正12年(1923年)に関東大震災が発生してから87年になります。いつ起こるかわからない災害に備え、地震ハザードマップなどを参考に、あなたのお家の防災体制の確認をしてみてください。

また、町防災行政無線の個別受信機が正常に作動しているか確認していただき、支障がある場合は下記までお申し出ください。

【問合せ】 甲良町 総務課 地域安全係 ☎38-3311

図書館

## 図書館に行こう♪

9月20日は敬老の日。  
おじいちゃんおばあちゃんにちなんだ本をご紹介します

### ほのぼの

『じいちゃんさま』

梅佳代／著 リトルモア



著者が大好きなおじいちゃんのために作った写真集。思わず笑っちゃう本です。

著者が大好きなおじいちゃんのために作った写真集。

### 暮らしに役立つ

『柴田理恵の“おわわ”の知恵袋』

柴田理恵／監修 三笠書房



おわわとは、富山県で「おばあちゃん」のこと。便利で役立つ知恵が沢山。

### 心がポカポカ

『がばいばあちゃんの手紙』

島田洋七／著 幻冬舎



ご存知！佐賀のがばいばあちゃん。そのばあちゃんからの手紙をまとめて一冊に。沢山泣いて沢山笑えます。

### お互い無理しない！

『島田洋七の老いてますます、おもろい人生』

島田洋七／著 日本文芸社



お義母さんの介護をきっかけに考えた洋七流「笑う介護」。明るく幸せな老いをむかえましょう。

### 笑いで健康に

『一日一句医者いらず健康川柳』

近藤勝重／著 幻冬舎



元気に過ごすためには笑うことがなによりも大切。これを読んで笑って健康にいきましょう。

### ☆☆☆お知らせ☆☆☆

9月4日(土)～26日(日)の期間、木村傳平さんによる「水彩画」と「書」の展示を開催いたします。ぜひお越し下さい。

～ 絵本作家 市居みかさん おはなし会のお知らせ～

日時／10月16日(土) 13:30～  
場所／町立図書館 2階  
申込み／町立図書館

※詳しい内容については、「広報こうら10月号」でお知らせいたします。

9月26日(日) 14:00～

名作映画会  
「わらびのこう」

人間の生と死の本質、命の原風景を描き出す恩地日出男監督の意欲作！



## 9月の催し物

9月11日(土) 11:00～  
おはなし会

9月17日(金) 11:00～  
びよびよこのおはなし会  
「0、1、2歳児向けのおはなし」

9月25日(土) 14:00～  
子どもえいが会  
「カールじいさんの空飛ぶ家」

9月26日(日) 14:00～

名作映画会  
「わらびのこう」

人間の生と死の本質、命の原風景を描き出す恩地日出男監督の意欲作！

子育て支援センター

## ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん！



### 一時預かり事業から...公開見学日のお知らせ

「一時預かりの場所ってどんなところ?」「トイレはどうなっているのかな?」など、お子さんを預けるとなると、いろいろ心配なことと思います。

支援センターでは、一時預かりを安心してご利用していただけるように、公開見学日を設けました。対象は、保育センターに入所していないお子さんであれば、どなたでもご利用できます。

この機会にぜひごらんください。

◎公開見学日：9月16日(木)、17日(金)、21日(火)、22日(水) お待ちしています！

### 子育て支援ルーム ひろば の催し

#### 0才ベビーのすまいるタイム

日時 9月13日(月)  
午前10時30分～  
午前11時30分

場所 子育て支援センター  
対象 1歳未満のお子さんと保護者  
持ち物 特にありません

9月から、保育士による赤ちゃんのふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、また、お母さんたちのおしゃべりタイムをはじめます。

#### ぽかぽかタイム

日時 9月29日(水)  
午前10時40分から15分程度  
場所 子育て支援センター  
対象 保育センターに入所していないお子さんと保護者  
(または、保護者に代わる方)

### サークル協議会の催し

#### さつまいもほり大会

日時 10月7日(木)  
午前10時～午前11時30分  
場所 西小学校プール東側の畑  
持ち物 軍手、タオル、お茶

#### 9月のサークルひろば

あおぞらサークル 1日(水)  
9:30～11:30 子育て支援センター  
ひまわりサークル 3日(金) 17日(金)  
10:00～11:30 呉竹地域総合センター  
ママサークル  
お休みとなります。

もちもの お茶  
当日の参加も  
いいですよ

### 9月の相談予定日

子育て相談日  
9月10日(金) 9時～17時  
9月30日(木) 9時～17時  
教育相談日  
9月3日(金) 13時～17時  
9月17日(金) 13時～17時

※秘密は厳守しますので、安心してご相談下さい。



保健  
福祉課

## 子ども手当の申請はもうお済ですか？

平成22年4月1日から子ども手当制度が始まりました。この手当は、中学校修了までのお子さんを養育している方に支給するものです。受給要件に該当すると思われる方で、申請がまだの方は、平成22年9月30日までに申請してください。平成22年9月30日までに申請されますと、平成22年4月分から手当が支給されます。

### 子ども手当制度の仕組み

- 対象者：中学校修了までの児童（15歳になった最初の3月31日まで）
- 月額手当額：13,000円
- 支給期間：生まれた月の翌月から、15歳になった最初の3月31日までの間
- 支払い月：原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれ前月分までをお支払いします
- 所得制限について：子ども手当制度では定められていません



### 経過措置 申請猶予期間：平成22年9月30日まで

平成22年4月1日において支給対象となる子どもを養育していた方で、平成22年9月30日までに申請していただいた場合は、4月分から手当を受給することができます。**10月1日以降申請の場合は翌月からの支給になりますので、できるだけ早めに申請してください。**

※公務員の方は勤務先からの支給となりますので、勤務先へお問い合わせください

### 現況届けの提出はもうお済ですか？

子ども手当を受給する方は、平成22年6月に『子ども手当現況届』を提出しなければなりません。

この届けは、6月1日における状況を記載し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

### 提出書類

- 子ども手当現況届
- 年金加入証明・・・国民年金以外の年金加入者のみ必要です。（事業所〈職場〉で証明してもらって下さい。）

**※年金加入証明は受給者の健康保険証の写しでも代用できます。その場合、写しの余白に職場の電話番号を記載してください。**

**※この届けの提出がないと6月以降の支払いが受けられなくなります。**

**※平成22年度の現況届けを6月1日に発送させていただいておりますが、まだ提出されていない方は、至急提出してください。**

**注意：**平成22年4月、5月に『子ども手当新規認定請求』をされた方は届出は必要ありません。詳細は下記担当までお問い合わせくださいませ。

【問合せ先】 保健福祉課（保健福祉センター1階） ☎38-5151

甲良  
養護学校

## お花のプレゼント！

毎年、甲良養護学校から近江鉄道・尼子駅コミュニティハウスに、感謝の気持ちを込めたきれいな花をいただいています。

この色鮮やかな花は、生徒たちがボランティアと一緒に丹精込めて学校で育てています。尼子駅入口に並べられたこの花を見て、駅の利用者の心を毎日和ませてくれています。



## 湖東定住自立圏の具体的な取り組み

（甲良町と彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町との広域連携）

### 圏域で地域医療体制の強化に取り組みます

医療分野では、限られた医療資源を有効に活用し、周産期医療や救急医療など、地域医療体制を強化します。急性期から回復期、療養期に至るまでのそれぞれの時期に応じた、適切で効率的な診療が受けられることを目指します。事業の取り組みは、滋賀県の「地域医療再生計画」（湖東・湖北圏域合わせて交付金25億円）と連携して進めていきます。今回、湖東定住自立圏で行う地域医療体制強化のための取り組みを紹介します。

#### ○周産期医療体制の確立

圏域内での分娩は、民間診療所や市立病院の院内助産所で取り扱っていますが、ハイリスク分娩には対応できていません。住みなれた地域で安心して出産できるよう、ハイリスク分娩にも対応できる体制が求められています。そこで、滋賀医科大学寄附講座による医師確保対策などを活用し、市立病院での産科医師によるハイリスク分娩の再開を目指します。

#### ○地域医療連携事業

地域医療体制の充実のために、圏域内の病院や診療所、訪問看護ステーションなどが連携する必要があります。

圏域の主な医療関係機関などは表のとおりです。これらの機関がそれぞれの役割を明確にし、それぞれが持つ情報を共有し、切れ目のない医療が提供できるよう、休日急病診療所の充実などとあわせて、システムの構築を目指します。

#### 【圏域内の主な医療関係機関】

病院名	（病床数）		
	一般病床	その他の病床	計
彦根市立病院	456	14	470
彦根中央病院	230	120	350
友仁山崎病院	100	57	157
豊郷病院	186	152	338
計	972	343	1,315

市町名	（診療所数）		
	一般診療所	歯科診療所	計
彦根市	86	50	136
愛荘町	11	10	21
豊郷町	4	2	6
甲良町	2	1	3
多賀町	8	1	9
計	111	64	175

※多賀町の診療所数は、企業などの診療所も含まれます。

#### 訪問看護ステーション

名称	所在地
彦根市訪問看護ステーション	彦根市
友仁訪問看護ステーションすずらん	彦根市
訪問看護ステーションレインボウひこね	彦根市
訪問看護ステーションレインボウはたしょう	愛荘町
訪問看護ステーションレインボウとよさと	豊郷町

#### ○看護師確保対策

地方における看護師不足は深刻な状況にあり、圏域内の各病院でも同様の状況です。看護師を安定的に継続して確保していくためには、地元での看護師養成のための教育体制の整備が不可欠です。定住自立圏等民間投資促進交付金により、平成23年度に開設が予定されている聖泉大学看護学部に対し支援を行っています。

#### ○回復期リハビリテーション施設の整備

圏域内には回復期リハビリテーションの機能を担う施設がないため、急性期の病院を退院したあとの受け皿がなく、在宅医療への移行が課題となっています。このため、豊郷病院がその機能を担うことができるよう、必要な施設整備に対し支援を行い、在宅医療の推進を図ります。

#### ○救急医療体制の確保

休日・夜間の急病患者的不安を解消するため、圏域内の各医療機関などの役割分担と連携により、初期救急医療、二次救急医療体制を確保します。休日急病診療所は、医師会、薬剤師会の参画により、日曜、祝日、年末年始の初期救急医療に対応します。二次救急医療体制としては、圏域内の病院の当番性により、毎日の夜間および日曜、祝日、年末年始の昼間の二次救急に対応します。

#### ○湖東地域リハビリ推進センター事業

障害者や高齢者、その家族が住みなれた家庭や地域で、安心して生き生きとした生活が送れるよう、1市4町が共同して湖東地域リハビリ推進センターを運営します。維持期や予防にかかるリハビリテーションを中心に、きめ細かな提供体制を整備し、リハビリテーション機能の維持・向上による介護予防や自立した在宅生活を促進します。

#### ○消防および救急搬送業務

消防業務については、火災や救助などの消防体制の強化を図り、より安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。救急搬送業務については、需要が高まる中、真に緊急を要する傷病者への迅速な対応を行うことができる体制づくりを目指すとともに、医療機関との連携を図りながら、救急搬送のネットワークを築き、圏域内の連携強化を図ります。



包括支援  
センター

## 『脳力塾』 開講中！

### = 脳の働きについて勉強しました =

8月4日（水）ほっと館において脳力塾の2回目を開講しました。

今回は、彦根市立病院の近藤言語療法士を講師に迎え、脳の働きについて講義をうけました。



講師：近藤貴裕さん（言語療法士）

#### 【脳の働き】

- ・前頭葉…記憶、考える、話す といった働き
- ・頭頂葉…味覚、感覚 といった働き
- ・後頭葉…物を見る といった働き



### = 脳の活性化を図るためには =

- ①作業をおこなう時は、目的をしっかり意識する。
- ②他の人との交流を積極的にとる。
- ③食べ物をよく噛む。
- ④簡単な計算をしたり、音読（声にだして文章を読む）をしたりする。
- ⑤ウォーキングなどの有酸素運動を行う。



一例：100マス計算

#### 【ちょっと一言】

人間の脳には、たくさんのしわがあります。記憶としてとどめておく（忘れない）ためには、実際に体験したり、繰り返し行うこと、意味を理解して覚えておくことが大切になります。

### ～やってみよう！脳トレ①まちがい探し～



問題：右のAとBのイラストで、違うところを5ヶ所探してください。

答えは、次回10月広報に掲載します。

包括支援  
センター

## ～「介護予防講座」のおしらせ～

いつまでも自分らしく生き生きと暮らしていくために必要な「介護予防」。体の衰えを早く見つけて、介護予防に取り組むことで、元気で生き生きとした暮らしを続けることができます。この機会に介護予防について学んでみませんか？

- 第1回目：10月16日（土）～転ばない体づくりをめざして～  
豊郷病院 中村重信 作業療法士
- 第2回目：10月23日（土）～うつ予防と認知症～ 豊郷病院 成田 実 医師
- 第3回目：10月28日（木）～生き生きと暮らすために～ 彦根市 和田豊治さん

開催時間：午前10時から11時30分  
 受付時間：午前9時30分から  
 開催場所：甲良町保健福祉センター 1階 多目的研修室  
 参加費：無料

※どなたでも、参加していただけます。特に65歳以上の方の参加をお待ちしています。  
 ※事前に甲良町地域包括支援センターまでお申し込みください。

### = 同時に募集しています =

#### 《かむカム教室》

口腔の機能をたかめ、しっかり噛める・楽しく話せる口づくり目指し、3回シリーズで行います。（教室日）

- ・第1回： 9月 8日（水）9時半～11時半
- ・第2回：10月20日（水）9時半～11時半
- ・第3回：11月10日（水）9時半～11時半

※参加費は、3回で300円です。  
 ※送迎の必要な方には、1回100円で送迎を行います。

#### 《食の匠教室》

食生活を振り返り、低栄養によっておこる介護状態を予防目指し、3回シリーズで行います。（教室日）

- ・第1回： 9月13日（月）9時半～11時半
- ・第2回：10月18日（月）9時半～11時半
- ・第3回：11月15日（月）9時半～11時半

※参加費は、3回で300円です。  
 ※送迎の必要な方には、1回100円で送迎を行います。

#### 一般高齢者介護予防事業

### ★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。  
 運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。

9月の転倒予防教室のテーマは「腰痛改善・予防体操」と「頭・身体を使った運動」です。

開催日：Aグループ⇒ 2日（木）・16日（木）・30日（木）13:30～15:00  
 Bグループ⇒ 10日（金）・24日（金）10:00～11:30

場 所：甲良町ライフサポートセンター ほっと館 ほのぼの・ふれあいルーム  
 参加費：1回 200円（送迎を希望される方は、1回100円で利用できます）

※新しく参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

人 権

## 人権擁護条例

甲良町では、これまでの同和問題解決のための経験から広く人権社会の構築するため、平成6年12月、滋賀県下に先駆けて「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」を制定しています。

### ○せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例

平成6年12月27日  
条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)の撤廃および人権擁護に関し、町・町民および滞在者(以下「町民等」という。)の責務、町の施策等について、必要な事項を定めることにより、町民一人ひとりの参加による明るく住みよい“せせらぎ遊園のまち甲良町”の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野において町民等の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民等の責務)

第3条 町民等は、相互に基本的人権を尊重するとともに、差別を温存し、または、助長する行為をしないよう努め、町が実施する施策に協力するものとする。

(差別行為の禁止)

第4条 町民等は、町内においてあらゆる差別行為をしてはならない。

(町の施策)

第5条 町は、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育・文化の向上および人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 町は、町民等の人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、地域、企業、行政等の緊密な連携に基づくきめ細かな人権啓発活動を行うことにより、人権擁護の社会的環境およびあらゆる差別を許さない世論の形成に努めるものとする。

(意識・実態調査の実施)

第7条 町は、前2条の施策および啓発活動を効果的に推進するために、必要に応じ意識・実態調査を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 町は、第5条の施策を効果的に推進するため、行政組織の整備・充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 あらゆる差別をなくすための重要事項を調査・審議する機関として、甲良町人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織および運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

人権教育

## 町民人権問題学習講座の開講



### 1. 趣 旨

今や人権の尊重が平和の基礎であるということが、世界の共通認識になりつつあり、21世紀は正に「人権の世紀」であるとも言われています。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての認識を深め、自分自身の意識や行動の変革を促すために、地域や職場の研修会等に積極的に参加するとともに、日頃から自分自身のものの見方、考え方を見つめ直しながら、正しく判断できるようにしなければなりません。

住民一人ひとりの人権が保障され、多様な価値観や生き方が互いに認められる社会の実現をめざし、本学習講座を開講します。

2. 会 場 甲良町公民館 (2階多目的ホール)

3. 時 間 午後7:30~午後9:00 (受付 午後7:00より)

回数	月 日	会 場 時 間	テ ー マ	講 師 等
1	9 / 9 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	『家族・労働・暴力~ 女性をとりまく現状と課題』	近畿大学人権問題研究所 熊本 理抄 さん
2	9 / 16 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	『一緒に考えてみませんか! 多文化共生社会を』	彦根市役所 市民交流課 奥村ルシア克子 さん
3	9 / 30 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	『トントントン心の扉を開けて下さい』 朗読劇・「お父さん悔しいよ」 他2本	おはなしキャラバン隊 ことば 言夢
4	10 / 7 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	一人語り「三吉の涙」と人権トーク	(財)近江八幡人権センター 佐藤 弘明 さん
5	10/14 (木)	甲良町公民館2階 PM 7:30~9:00	『すてきな ロングライフをめざして』 ~いつも ところに 逢い・ラブ・遊~	交遊亭 楽笑 さん

主催：甲良町教育委員会

共催：甲良町・甲良町人権教育推進協議会

交通安全

## 秋の全国交通安全運動 9月21日~30日

秋の全国交通安全運動は、県民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図り、交通事故総量の削減と究極の目標「死亡事故ゼロ滋賀」を目指します。

### 運動の重点等

秋の交通安全運動では、本格的な高齢社会への移行に伴う高齢者の交通事故情勢に的確に対処するため、『高齢者の交通事故防止』を運動の基本とするほか、次の3点を重点として定めます。

- ①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶





国勢調査 平成22年10月1日、国勢調査を実施します！



国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

(平成22年国勢調査標語)

【今年は国勢調査の年】

10月1日、全国いっせいに国勢調査を行います。今回で19回目になります。

【少子・高齢化社会の姿を明らかに】

国勢調査は、日本の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を地域別に明らかにするために行われるもので、国の最も重要な統計調査です。特に、今回は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査であり、日本の未来を考えるために欠くことのできない重要な調査です。

【調査員がうかがいます】

調査員が9月下旬から各世帯を訪問して、調査票を配布します。

調査の内容は、男女の別、出生の年月、就業状況、通勤・通学地、住居の種類など、全部で20項目です。調査の対象は、10月1日現在、日本にいる人で、①すでに3か月以上住んでいる人 ②10月1日の前後を通じて3か月以上住むことになっている人です。外国人も含まれます。

記入いただいた調査票は、封筒に入れ封をした上で調査員に渡していただくか、直接甲良町に郵送で提出していただきます。



国勢調査は、日本の未来、地域のまちづくりのための基礎資料になります！

【私たちの暮らしに役立てられます】

調査の結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、児童福祉、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。

【個人情報保護と調査票の管理】

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

【報告義務】

統計法では、調査対象者に対し、調査票に記入して提出する義務（報告義務）を定めています。

【かたり調査編】

国勢調査をよそおった不審な訪問者や不審な電話・電子メール等の「かたり調査」にご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにコールセンターなどにお知らせください。

◎国勢調査コールセンター／  
0570-01-2010 (ナビダイヤル)  
03-6738-6677 (IP電話・PHSの場合)

設置期間：平成22年9月11日(土)～平成22年10月31日(日)

受付時間：午前8時～午後9時(土・日・祝日もご利用できます。)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。※IP電話・PHS用電話番号の通話料金は、それぞれ所定の通話料金となります。

総務省・都道府県・市区町村

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド

検索

http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm

地デジ アナログ放送終了まであと一年を切りました！

アナログ放送は、平成23年7月1日からの放送終了のお知らせ画面等の表示を経て、7月24日正午にすべての放送が終了(完全停波)します。したがって、それまでの間に、地上デジタル放送を視聴するための準備が必要となります。



●地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要です。受信機は、新たにデジタルテレビを購入するほか、アナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取り付ける方法もあります。また、ケーブルテレビに加入することにより視聴する方法もあります。

●地デジの準備に当たり、「何をすればよいか分からない」という方や「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」という方は、デジサポ滋賀にお電話してください。

【お問い合わせ先】

デジサポ滋賀 ☎077-503-0101 つながらない場合は  
総務省地デジコールセンター ☎0570-07-0101 (ナビダイヤル)  
(受付時間： 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時)  
デジサポ(総務省 テレビ受信者支援センター) http://digisuppo.jp/

●経済的な理由等で地上デジタル放送に対応できない世帯に対しては、簡易チューナーの無償給付などの支援が行われています。詳しくは下記をご覧ください。

【総務省 地上デジタル放送受信のための支援】

総務省では経済的な理由等で地上デジタル放送がまだ受信できない世帯に対して、簡易なチューナーの無償給付等の支援が行われており、平成22年度の支援申込の受付が平成22年12月28日(火)(消印有効)まで延長されました。 ※支援の申込書は役場企画監理課の窓口にも用意しています。

- 支援対象：NHKの放送受信料が全額免除の世帯で次のいずれかに該当する世帯  
ア)生活保護などの公的扶助を受けている世帯  
イ)障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が町民税非課税の世帯  
ウ)社会福祉事業施設に入所されていて自らテレビを持ち込んでいる世帯

【お問い合わせ先】

総務省 地デジチューナー支援実施センター  
☎0570-03-3840 (ナビダイヤル) つながらない場合は☎044-969-5425  
(受付時間： 平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時)  
総務省 地デジチューナー支援実施センター http://www.chidejishien.jp/

平成22年10月から

米トレーサビリティ法がスタートします

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

○平成22年10月から「米トレーサビリティ法」が施行されます。この法律では、生産者、小売事業者、加工事業者等の「米や米加工品」に関わる事業者の方は、以下の取り組みを行わなければならないことになっております。

- ☑ 取引の記録 「お米」を出荷する際は、伝票等を受領してください。また、原料となる「米や米加工品」を取引する際には伝票等記録を作成してください。(◆記録事項：品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所等)
- ☑ 3年間保存 受領した伝票や発行した伝票等記録の控えは3年間保存してください。
- ☑ 産地を伝達 ※ 「米や米加工品」を取引する際や「米飯」等を提供する際には、原料米の産地情報を取引先や消費者に伝えてください。(※産地情報の伝達は、平成23年7月1日から施行)

※法律の詳しい内容は、農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\_toresa/index.html)をご覧ください。 問い合わせ先：滋賀農政事務所 食糧部 計画課 (大津市打出浜3-49 ☎077-522-4274)



年金

## 年金からのお知らせ

### 20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。

自営業者・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の市町村役場へ国民年金加入の手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者（第2号被保険者）に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うこととなります。

なお、第2号被保険者が20歳になったときは、加入の手続きは必要ありません。

国民年金の加入手続きをきちんとし、保険料を納めましょう。

### 退職（失業）による特例免除制度をご利用ください

厚生年金に加入していた方が退職（失業）されると、市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、月額15,100円（平成22年度の金額）の保険料を納めることとなります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度及び翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付して、住所地の市町村役場国民年金担当窓口へ提出してください。

なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

【問合先】 彦根年金事務所 ☎23-1114

その屋外広告物！  
ルールを  
守っていますか？

屋外広告物  
クリーンキャンペーン

9月1日～10日は屋外広告物適正化期間

県下一斉



屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。エリアによって、掲出できる広告物の大きさや高さ基準を設けて、規制しています。

必要な許可を得ていない場合は条例違反となります。

詳しくは、下記へおたずねください。

問い合わせ先  
甲良町役場建設課  
☎0749-38-5068

防災

## 消防署だより 犬上分署 (☎38-3130)

### 9月9日は救急の日

平成22年9月5日(日)～11日(土)は救急医療週間です

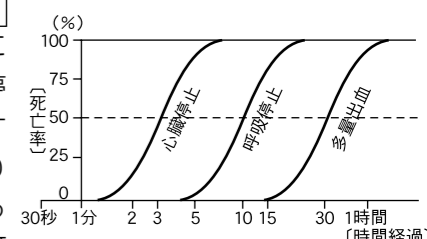
「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に実施され、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間(日曜日から土曜日まで)を「救急医療週間」としています。

救急医療週間は、みなさんに救急医療や救急業務について、理解を深めてもらう啓発運動週間です。

「救急の日」を機会に、救急法の知識を深めましょう。

### 応急手当の重要性

呼吸が止まる、心臓が止まる、それは、人間の生死にかかわる非常に危険な状態です。カーラーの救命曲線(グラフ参照)によると、心肺停止状態で応急処置が施されなかった場合、ほんの数分で死亡率が上昇することが分かります。救急車が現場に到着するまで平均5～6分かかります。もし、その間に傷病者の呼吸や心臓が停止し、応急手当をしなかったら、一命を取り留めたとしても後遺症のため社会復帰が困難になる可能性が高くなります。この「空白の5分間」の応急手当が傷病者の回復を左右するのです。



①心臓停止後約3分で50%死亡  
②呼吸停止後約10分で50%死亡  
③多量出血後約30分で50%死亡

### 「心肺蘇生法」と「自動体外式除細動器(AED)」

応急手当にはさまざまなものがありますが、特に心疾患により突然に心臓が止まった傷病者の命を救うためには、心配蘇生(気道の確保、人工呼吸、胸骨圧迫(心臓マッサージ))を行うとともに、心臓への除細動(電気ショックにより正常な動きに戻す)を速やかに行うことが重要です。除細動は一般の人でもAEDを利用して行うことができます。



### 防災品の普及について

建物火災による死者の約9割は住宅火災によるものです。平成20年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は1,123人であり、1日平均約3人の方が亡くなっていることとなります。

平成23年6月から、火災の発生を感知し知らせる住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務付けられます。死者発生原因の約6割が逃げ遅れであり、住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に覚知し、初期消火・通報・避難等の行動が素早く行えるようになります。併せて、火災の際に着火物となりやすいものを燃えにくい防災品とすることも効果的な対策です。住宅火災の死者のうち、約4分の1が寝具類や衣類に着火した火災によるものとなっています。

防災品には、火災の際に着火物となりやすいパジャマ、シーツ、エプロン、カーテン、布製のブラインド、じゅうたん、枕や布団などがありますが、たばこやライターなどの小さな火に接しても容易に燃え上がらず、また、火源を離せば自然に消火するよう処理されています。

住宅火災の死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は年々増加する傾向にあり、平成20年には6割を超えました。防災品を使用することにより、高齢者や身体が不自由な方の避難時間を確保することができるだけでなく、着衣着火等の逃げ切れない火災による死者の発生を低減する効果が期待されます。

我が家から火災を出さない、家族を火災から守るためにも、住宅用火災警報器の設置と合わせて、防災品の使用に努めましょう。



お知らせ **催し物のご案内**

**滋賀県低炭素社会実現のための  
「県民意見交換会」**

**主催**：滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課  
**日時**：平成22(2010)年9月11日(土)  
開会 10:00~12:00 開場 9:30~  
**場所**：高宮地域文化センター研修室  
**内容**：滋賀県が進める温暖化防止の取組みと今後の進め方について説明を行い、参加者と意見交換を実施します。  
**参加費**：無料  
**問合先**：事務局 滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課  
有限会社とーく ☎077-525-9340  
湖東定住自立圏推進協議会  
環境・ごみ処理部会事務局  
(事務局：彦根市生活環境課 30-6116)

**司法書士による  
『全国一斉成年後見相談会』(無料)**

9月20日(月・祝)敬老の日、滋賀県司法書士会及び(社)成年後見センター・リーガルサポート滋賀支部では、下記のとおり、成年後見に関する無料相談会を開催します。  
相談会では、ご本人はもちろん、養護者の方々の不安やご相談にお応えします。  
**日時**：平成22年9月20日(月・祝) 13:00~16:00  
**場所**：イオンモール草津2F **相談料**：無料  
**予約**：当日受付順(受付15:30まで)  
**相談例**：ひとり暮らしの今後が不安だ。  
遺産分割協議をしたいけれど、相続人の一人が認知症でできない…。  
知的障害を持つ子どもの将来が心配。  
年金が母のために使われていないみたい…どうしよう。  
**問合先**：滋賀県司法書士会 広報部長 司法書士 松田 勇夫  
事務所 彦根市大東町2-38 S I Sビル西館301  
TEL：0749-21-4388 FAX：0749-21-4389

**「法の日」週間・県内開催行事のお知らせ**

裁判所・検察庁・法務局及び弁護士会におきましては、毎年10月1日(法の日)から1週間を「法の日」週間と定めて、法の尊重・基本的人権の擁護及び社会秩序の確立の理念の啓発等を図る趣旨から、各種の行事を開催しております。

**『滋賀弁護士会・無料法律相談』**  
**日時**：10月5日(火)・6日(水)  
午前9時30分~午後4時00分  
**場所**：滋賀弁護士会館(大津市梅林1-3-3)  
**定員等**：各日とも33名(1人30分、先着順)  
**申込期間**：9月14日(火)~10月4日(月)  
**申込先**：大津地裁総務課 ☎077-503-8112

**『大津家裁・成年後見制度説明会「知ってや、成年後見！」』**  
**日時**：10月21日(木)午後1時30分~午後3時45分  
**場所**：大津地家裁庁舎別館(大津市京町3-1-2)  
**定員**：50名(先着順。無料)  
**内容**：成年後見制度の説明及質問コーナー等  
**申込先**：大津地家裁総務課 ☎077-503-8112

**『大津地方検察庁・刑事事件相談窓口』**  
**日時**：10月1日(金)~7日(木)の平日のみ  
午前9時30分~午後4時30分  
**場所**：大津地方検察庁  
(大津市御陵町3-6 大津市役所北隣)  
**申込先**：大津地方検察庁 ☎077-527-5120

**『大津地方検察庁・刑事事件相談窓口』**  
**日時**：10月1日(金)~7日(木)の平日のみ  
午前8時30分~午後5時15分  
**場所**：大津地方法務局  
(大津市御陵町3-6 大津市役所北隣)  
**申込先**：大津地方法務局人権擁護課  
☎077-522-4673

**ひとのうごき** < >内は前月との比較 H22.8.1現在

	総人口		0~15歳未満	15歳以上~65歳未満	65歳以上
男	3,779	<-5>	533	2,420	826
女	4,125	<-17>	535	2,416	1,174
合計	⑧7,904	<-22>	1,068	4,836	⑨2,000
世帯数	2,500	<±0>	⑩÷⑧=高齢化率 25.30% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

**プール & お風呂 温水プール・香良の湯カレンダー**  
利用案内 <http://www.izumi21.co.jp/koura/indexpage.htm>

**9月**

日	月	火	水	木	金	土
			1 教室日	2	3 教室日	4 教室日
5	6	7 休館日	8 教室日	9	10 教室日	11 教室日
12	13	14 休館日	15 教室日	16	17 教室日	18 教室日
19	20	21 休館日	22 教室日	23	24 教室日	25 教室日
26	27	28 休館日	29	30	■休館日	

**10月**

日	月	火	水	木	金	土
					1 教室日	2 教室日
3	4	5 休館日	6 教室日	7	8 教室日	9 教室日
10	11	12 休館日	13 教室日	14	15 教室日	16 教室日
17	18	19 休館日	20 教室日	21	22 教室日	23 教室日
24	25	26 休館日	27 教室日	28	29	30
31	■休館日					

**水泳教室生徒募集中** 【水泳教室受講手続き】  
教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

ジュニアスイミング教室 **【4歳から小学生まで】**  
水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

曜日・時間	対象	定員	受講料
水曜日 午後5時~6時	4歳~未就学児	予約	4,000円
水曜日 午後6時~7時	小学5~6年生	40名	
金曜日 午後5時~6時	小学1~2年生	40名	
金曜日 午後6時~7時	小学3~4年生	40名	
土曜日 午後3時~4時	4歳~未就学児	予約	
土曜日 午後4時~5時	小学1~2年生	40名	
土曜日 午後5時~6時	小学3~4年生	40名	
土曜日 午後6時~7時	小学5~6年生	40名	

**成人スイミング教室【中学生以上】**  
運動不足やストレスの解消に体の中から健康づくりを応援します。泳げない方から泳ぎを磨きたい方までクラス別に指導します。  
**曜日・時間**：水曜日 午後1時30分~2時30分 又は 土曜日 午後7時~8時  
**定員**：各教室30名 **受講料**：4,400円

**健康塾【中学生以上】**  
泳ぐのではなくプールの中で歩いたり、体操したりする水中運動です。  
**曜日・時間**：金曜日 午後1時30分~2時30分 **定員**：30名 **受講料**：2,000円

**ウキウキウォーキング【中学生以上】**  
ヌードルという浮き棒を使って行う水中歩行です。水の特性「浮力」「水温」「水圧」「抵抗」を利用して運動します。  
**曜日・時間**：金曜日 午後7時30分~8時30分 **定員**：30名 **受講料**：2,000円  
◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。

**【問合先】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155**

**せせらぎ農産物直売所**  
**<営業日時>** 毎週木曜日~火曜日 9時~12時  
**<電話番号>** 38-2744  
スタンプカード(500円=1点)で20点集めて  
素敵なプレゼントを進呈中  
**水と土と太陽の恵み**

**行政相談日(第2火曜日)**  
9月14日(火)10時~12時  
保健福祉センター2階 相談室  
**相談内容** ①医療保険・年金  
②道路 ③生活保護  
④郵政 ⑤雇用など

**就学奨励資金給付申請について**  
この制度は、小・中学校に在学している児童・生徒のいるご家庭で、経済的な理由により就学することが困難な場合に、学用品費・学校給食費など必要な援助をすることで、小・中学校における義務教育の円滑な就学を図る制度です。  
■援助の対象となるもの 学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などがあり、援助額が定められています。  
■申請方法 各学校または教育委員会へ直接申し込んでください。なお、申請されても対象者とならない場合もありますのでご了承ください。

**【問合先】 甲良町教育委員会 学校教育課 ☎38-5070**

**2011年版県民手帳予約受付中!**  
毎年ご愛用いただいております2011年版県民手帳の予約受付を開始しました。  
使いやすい日記欄、最新の滋賀県の様子が分かる統計資料、知っていると便利な生活便覧、官公庁一覧など盛りだくさんの内容が、ポケットに入るコンパクトな一冊にまとめています。  
価格は1冊500円で、ご予約は役場企画監理課 ☎38-5061へ、9月24日(金)までにお申し込みください。  
お届けできるのは11月下旬頃の予定です。

この宝くじの収益金は明るい住み良い街づくりに使われます。

**オースムジャンボ**  
**2億5,000万円 9月27日(月)発売**  
1等・前後賞合わせて(1等1億5,000万円・前後賞各5,000万円)  
☆2等・1,000万円  
発売期間 9月27日(月)~10月19日(火)  
抽選日 10月26日(火)

財団法人 滋賀県市町村振興協会 <http://ss-sinko.jp/>  
<http://ss-sinko.jp/>



# 健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

## 9月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
2歳6ヶ月健診	16日(木)	9:30～10:00	H20年1月2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
女性がん検診	16日(木)	13:30～14:30	申し込みされている方	受診券・健康手帳 検診料 子宮：700円 乳：1,000円
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	28日(火)	13:00～13:30	H22年5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	28日(火)	13:30～14:00	"H21年11月生まれの児 前回受けられていない児"	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

## 10月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
献血	1日(金)	10:00～15:00	16歳から69歳の健康な方	献血手帳
子育て相談	5日(火)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
3歳6ヶ月健診	6日(水)	13:00～14:00	H19年3月4月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
ポリオ予防接種	12日(火)	13:15～14:00	H22年4月以前に生まれた児で 2回接種できていない児	母子手帳 ポリオ予診票
中期離乳食教室	13日(水)	9:30～10:00	H22年2月3月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

■ 問合先 保健福祉センター(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

2010年(平成22年)9月号  
通巻第372号

発行/甲良町企画監理課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在士353-1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は9月10日(金)・24日(金)  
午後7時まで窓口業務を延長します。

### 受付業務

①住民票

②戸籍(婚姻・出生・死亡など)

③印鑑登録・証明など

### 閉庁時間帯(休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

※関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合先 住民課 住民係 ☎38-5063